

## 第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地の利活用方針について

(令和2年2月7日市長決裁)

(改定 令和3年4月16日市長決裁)

第一学校給食センター及び第二学校給食センター(以下「旧給食センター」という。)については、東大和市学校給食センターの供用開始に伴い、平成28年度に廃止された。旧給食センターの跡地については、当該土地の利活用に関する調査・研究を進め、旧給食センターの跡地の利活用方針を令和2年2月7日に市長決裁により定めた。

その後、公共施設の再編等に係る調査・研究等の結果により、改定の必要が生じたことから、旧給食センター跡地の利活用方針を次のとおり改定する。

### 1 既存建物等の取扱いについて

#### (1) 既存建物等について

旧給食センターの建物及び工作物は、老朽化が進んでおり、他用途での利用は困難であると考えられることから、解体・撤去する。

#### (2) 地下埋設物、残置された調理器具等について

既存建物の解体・撤去と併せて撤去する。

#### (3) 解体・撤去について

解体・撤去の時期については、令和3年度内に着手することを目途とする。

### 2 旧給食センター跡地の取扱いについて

(1) 既存建物を解体・撤去した条件下での、利用の意向について庁内に照会する。

(2) 庁内の照会で、利用の意向があった場合は適否を検討する。

(3) 庁内の照会の結果、利用の意向がなかった場合は、民間等への貸付による利活用を図る。